

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターに承継させる
権利の追加について

平成18年9月29日議第93号をもって議決された地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第66条第1項の規定による地方独立行政法人岡山県精神科医療センターに承継させる権利について、次のとおり追加するものとする。

資産の種別	名称等	所在地	数量	価額	権利の種別
構築物	外構等	岡山市鹿田本町3番16号	1式	122,299,425円	所有権
器械備品	医療機器，事務機器等	同	1式	176,811,735円	同
債権	預金，未収金			平成18年度末 残高	債権
合 計				上記価額の 合計額	